

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月28日

【ファンド名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ - アジアン・ドラゴン・ファンド /
- ユーエス・カバメント・モーゲージ・ファンド
(BlackRock Global Funds - Asian Dragon Fund / - US Government Mortgage
Fund)

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジョフリー D・ラドクリフ
(Geoffrey D. Radcliffe)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、ユージン・リュペール通り
2 - 4 番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ(BlackRock Global Funds)(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンドおよびUSガバメント・モーゲージ・ファンド(以下「サブ・ファンド」といいます。)の投資方針ならびにファンドの配分方針および投資制限が、以下のとおり変更されますので、ファンドは金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

変更箇所には下線_____を付します。(全文変更の場合には、下線を付しておりません。)

(a) 投資方針

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

(中略)

() USガバメント・モーゲージ・ファンド

USガバメント・モーゲージ・ファンドは、高水準のインカム収益を追求する。USガバメント・モーゲージ・ファンドは、その総資産の少なくとも80%をアメリカ合衆国政府、その機関または下部機構が発行または保証する譲渡性のある証券(ファニーメイおよびフレディマックにより発行されるモーゲージ・バック証券等政府抵当公庫(Government National Mortgage Association)(「ジニメ」)抵当証券および抵当権付貸付債券の集合体の持分権を表章するその他のアメリカ合衆国政府証券抵当証券を含む。)に投資する。USガバメント・モーゲージ・ファンドは、米ドル建の有価証券に投資する。

投資目的の一環として、サブ・ファンドは、投資格付の有無にかかわらず、資産担保証券(「ABS」)およびモーゲージ・バック証券(「MBS」)に制限なく投資することができる。これらには、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、不動産抵当証書担保債券、商業モーゲージ・バック証券、クレジットリンク債、不動産担保ローン投資、住宅モーゲージ・バック証券および統合債務担保証券が含まれる。ABSおよびMBSの裏付となる資産は、ABSの場合にはクレジットカード債権、自動車ローンおよび学生ローンのような、またMBSの場合には規定・認可金融機関から発行される商業モーゲージおよび住宅ローンのような、ローン、リースまたは債権が含まれる。サブ・ファンドが投資するABSおよびMBSは、投資家へのリターン増加のためレバレッジを活用することができる。一部のABSは、直接有価証券に投資することなく、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブまたは様々な発行体の有価証券の実績エクスポージャーを獲得するようなデリバティブのバスケットの利用により構築される。

サブ・ファンドは、ABS、MBSおよび無格付証券に大きくエクスポージャーを保有することができ、投資家は、「投資リスク、特別リスク考察」に記載される該当リスク開示情報を参照のこと。

(中略)

レバレッジ

サブ・ファンドの投資エクスポージャーの水準(エクイティ・ファンドの場合、その商品および現金との合計)は、金融派生商品または借入れ(借入れは、制限された状況においてのみ許可され、投資目的では行われぬ。)の利用によりその純資産価額を合計で超えることができる。サブ・ファンドの投資エクスポージャーがその純資産価額を超えた場合、それはレバレッジと呼ばれる。規則は、英文目論見書がグローバル・エクスポージャーを測定するにあたってVaRを用いるファンドにおいてレバレッジの予想水準に関する情報を含むことを要求している。各サブ・ファンドのレバレッジの予想水準は以下に記載され、その純資産価額に対する百分率で表記される。サブ・ファンドは、不規則または不安定な市場状況(例示すると、あるセクターまたは地域の困難な経済状況により投資価格に急激な変動があった場合等)においてより高い水準のレバレッジを有することがある。かかる状況において、関連する投資顧問会社は、サブ・ファンドが負う市場リスクを減らすためにサブ・ファンドにおける金融派生商品の利用を増加することができる、その結果そのレバレッジの水準が上がる可能性がある。開示の目的上、レバレッジは金融派生商品の利用により得られる投資エクスポージャーを指す。レバレッジは、関連するサブ・ファンドの保有するすべての金融派生商品の名目価額の合計を用い、ネットすることなく計算される。レバレッジの予想水準は上限ではなく、随時変動することがある。

() アジアン・ドラゴン・ファンド

用いられるリスク管理方法: MSCI ACアジア(除く日本)を適切なベンチマークとして用いる、相対VaR。

サブ・ファンドのレバレッジの予想水準: 純資産価額の10%

() USガバメント・モーゲージ・ファンド

用いられるリスク管理方法： シティグループ・モーゲージ・インデックスを適切なベンチマークとして用いる、相対VaR。

サブ・ファンドのレバレッジの予想水準：純資産価額の240%

(b) 分配方針

分配方針は、以下のとおり変更されます（全文変更）。

ファンドの定款上、ルクセンブルグ法で定められた最低資本金額（現在125万ユーロ相当額）要件のほかには分配に関する制限は課されていない。取締役会は、いくつかのサブ・ファンドについて中間配当を行う権限を有する。

取締役会の現在の方針は、投資証券のクラス毎に決められる。無分配型投資証券クラスに関しては、すべての純収益を保持し再投資することが現在の方針である。その際、収益は純資産額に留保され、該当クラスの一口当たり純資産価格に反映される。分配型投資証券クラスに関しては、該当期間について純収益を分配する投資証券クラスの費用の控除後または総収益を分配する投資証券クラスの費用控除前にほぼすべての投資収益を分配することが現在の方針である。

取締役会はまた、分配金に純実現および純未実現キャピタル・ゲインからの配当を含めるか否かおよびどの程度含めるかを決定することができる。分配型投資証券クラスが純実現キャピタル・ゲインまたは純未実現キャピタル・ゲインを含む分配金を支払う場合、または費用を含む収益総額を分配するファンドの場合、分配金には、当初の投資元本が含まれることがある。投資主は、各地域の課税法令に依拠してかかる方法で分配される分配金が収益として課税されることに留意し、本件に関し税務の専門家に相談すべきである。

英国報告ファンドの投資証券クラスを有するサブ・ファンドについて、配当を超過する収益が報告された場合、剰余金は、みなし配当として処理され、投資者の課税上の地位に従って、収益として課税される。

英国報告ファンドの投資証券については、サブ・ファンドの種類により、配当の支払回数決定される。

取扱通貨、ヘッジ証券クラス、デュレーション・ヘッジ証券クラス、分配投資証券クラスおよび無分配投資証券クラスならびに英国報告ファンドのクラスのリストは、ファンドの登記上の事務所および各地のインベスター・サービシング・チームにおいて入手できる。

分配型投資証券クラスの通常の分配方法について規定している後記「配当の計算」の表を参照のこと。分配型投資証券クラスの通常の配当の公表および再投資の支払方法について規定している後記「配当の公表および再投資の支払」の表を参照のこと。取締役会は、一定の状況において、追加配当の支払を行い、また分配型投資証券クラスの方針を変更することができる。

支払回数を選択できる分配型投資証券は、取締役会の裁量により公表される。追加配当回数および配当入金日の確認はファンドの登記上の事務所および各地のインベスター・サービシング・チームにおいて入手できる。ファンドは、会計期間中における当該投資証券の発行、乗換えまたは買戻しによって影響を受けないサブ・ファンド内で発生し各投資証券に帰属する当期純利益（または総収益分配型投資証券および安定分配型投資証券の場合、総収益ならびに金利差分配型投資証券の場合、総収益および金利差額）の水準を確保することを目的として、利益の平準化を行う。

会計期間中に投資主が投資証券を購入する場合、購入される投資証券の価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益額が含まれるものとみなされる。その結果、毎月分配型投資証券、安定分配型投資証券、金利差分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券について、購入後投資主が受領するサブ・ファンドの第1回分配金には、元本の払戻しが含まれる。無分配型投資証券は収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

会計期間中に、毎月分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券を投資主が売却する場合、買戻価格は、最後に分配が行われた日以降に発生した当期純利益が含まれるものとみなされる。総収益分配型投資証券および安定分配型投資証券の場合、平準化はサブ・ファンドの総収益に基づき計算され、金利差分配型投資証券の場合は、平準化はサブ・ファンドの総収益および帰属する投資証券の金利差に基づき計算される。無分配型投資証券は、収益を分配しないため、同様の影響を受けることがない。

ファンドの収益の平準化を行うサブ・ファンドのリストおよび毎月分配型投資証券、安定分配型投資証券、金利差分配型投資証券、毎四半期分配型投資証券および毎年分配型投資証券の日々の価格を含む収益は、ファンドの登記上の事務所から請求により入手することができる。

配当の計算

各種の分配型投資証券クラスの通常の計算方法は、以下のとおりである。計算方法は、取締役会の裁量で変更されることがある。

計算方法	
毎日分配型投資証券	当該日に発行済の投資証券数について、費用控除後、日々発生した収益に基づき、配当が毎日計算される。 累積毎月分配は、所有口数および当該期間に所有していた日数に基づき投資主に分配される。毎日分配型投資証券の所有者は、申込み日から買戻し日までの分配金を受領する権限を有する。
毎月分配型投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が毎月計算される。 配当は月末に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。
安定分配型投資証券	配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の予想総収益に基づき、当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目的として、取締役会の裁量により計算される。 取締役会の裁量により、元本、純末実現および純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。 配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月計算され、投資主に分配される。
金利差分配型投資証券	配当は、一定期間(取締役会により随時決定される。)の通貨ヘッジクラス投資証券から生じる予想総収益および金利差に基づき当該期間に投資主に対して一貫した毎月の配当を提供することを目的として、取締役会の裁量により計算される。 取締役会の裁量により、元本、純末実現および純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。通貨ヘッジクラス投資証券から生じる金利差の分配金計算への算入は、元本またはキャピタル・ゲインからの分配とみなされる。 配当は、月末に所有していた投資証券口数に基づき毎月計算され、投資主に分配される。
毎四半期分配型投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が毎四半期計算される。 配当は四半期末に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。
毎年分配型投資証券	費用控除後、配当期間に発生した収益に基づき、配当が毎年計算される。 配当は年度末に所有していた証券口数に基づき投資主に分配される。

総収益分配型投資証券が発行された場合、上記の計算方法は、収益は費用込みで分配されることを反映するために修正される。総収益分配型投資証券は、エクイティ・インカム・ファンドに関して発行される既定の投資証券クラスである。

サブ・ファンドの大部分は、その投資から発生する収益から費用を控除するが、一部のサブ・ファンドは、元本からその費用の一部または全部を控除する。これはより多くの収益を分配することを可能とするが、元本成長の可能性を減少させる影響を及ぼすことがある。

配当の公表および再投資の支払

以下の表は、配当の公表および支払についての通常の過程ならびに投資主が利用可能な再投資の選択について記載している。公表日は、しばしば取締役会の裁量で変更されることがある。

分配型	公表	支払	自動配当再投資	支払方法
毎日分配型投資証券	各暦月の最終営業日（または取締役会が決定し、（可能であれば）投資主に事前に通知するその他の営業日）に、当該サブ・ファンドの取引通貨で公表される。	公表後1暦月以内に、事前の公表日以降の期間、投資証券を保有している投資主に対し支払われる。	投資主が、書面にて各地のインベスター・サービシング・チームに請求をしない限りまたは申込書において請求しない限り、分配金は、同サブ・ファンドの同クラス形式の投資証券に自動的に再投資される。	投資主が各地のインベスター・サービシング・チームに通知した分配金または申込書において請求した分配金は、投資主が選択したファンドの取引通貨で、投資主の費用負担にて直接投資主の銀行口座に電信送金により支払われる（投資者とその販売会社間で別段の合意がある場合を除く。）。
毎月分配型投資証券		公表後1暦月以内に、公表日直前の営業日に投資主名簿に登録されている投資主に対し支払われる。		
安定分配型投資証券				
金利差分配型投資証券				
毎四半期分配型投資証券	3月20日、6月20日、9月20日および12月20日（ただし、当該日が営業日ではない場合、翌営業日）	公表後1暦月以内に、投資主に対して支払われる。		
毎年分配型投資証券	各会計年度の最終営業日（または取締役会が決定し、（可能であれば）投資主に事前に通知するその他の営業日）に、当該サブ・ファンドの取引通貨で公表される。	公表後1暦月以内に、公表日直前の営業日に投資主名簿に登録されている投資主に対し支払われる。		

（注） 上記の表に記載される選択は、英国報告ファンドの投資証券の該当クラスにも適用され、純収益配当および総収益配当の両方にも適用される。

公表日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、サブ・ファンドに帰属する。

当初手数料またはC D S Cは、それぞれ再投資によって発行されたクラスA分配投資証券、クラスB分配投資証券またはクラスQ分配投資証券については課されない。

再投資される分配金は、投資主が受領する収益として、ほとんどの法域内の税法に従って取り扱われる可能性があることに注意しなければならない。投資家は、この点について専門家に税務上の助言を求めるべきである。

(c) 投資制限

投資制限は、以下のとおり変更されます(全文変更)。

1. ファンドの定款は、ルクセンブルグ法の許容範囲の限度内でファンドが譲渡性のある証券およびその他の流動性金融資産への投資を行うことを認めている。定款にはファンドの資産に関わる投資、借入れまたは質権設定に関する制限の決定は、同法に従い、取締役会の裁量による旨が規定されている。

ファンドの定款は、ルクセンブルグ法令に規定された条件に基づき、ファンドの一または複数の他のサブ・ファンドにより、発行されるかまたは発行された有価証券の申込み、取得および保有を認めている。

2. 下記のルクセンブルグ法および(関連する該当項目について)取締役会による制限が現在サブ・ファンドに適用される。

2.1 各サブ・ファンドの投資対象は以下により構成される。

(a) 欧州連合(以下「EU」という。)加盟国の証券取引所への正式上場を許可されている譲渡性のある証券および短期金融証券

(b) 定期的に運営され、公認かつ公開のEU加盟国内のその他規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融証券

(c) 東欧および西欧、アメリカ大陸、アジア、オセアニア、アフリカのその他の国の証券取引所への正式上場を許可されている譲渡性のある証券および短期金融証券

(d) 東欧および西欧、アメリカ大陸、アジア、オセアニア、アフリカのその他の国にある定期的に運営され、公認かつ公開のその他規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融証券

(e) 最近発行された譲渡性のある証券および短期金融証券。ただし、その発行条件に、(a)および(c)に規定される証券取引所の一つまたは(b)および(d)に規定される定期的に運営され、公認かつ公開の規制ある市場への正式上場の許可申請が行われ、かかる許可が発行から1年以内に確保される旨の約束が含まれるものとする。

(f) EU加盟国内に所在するか否かを問わず、UCITSおよび/または欧州共同体閣僚理事会の2009年7月13日付通達(2009/65/EC)(改正済)(以下「通達2009/65/EC」という。)の第1条2項のa)およびb)の趣意書に規定されるその他の投資信託(「UCIs」)の受益証券。ただし、

- かかるその他のUCIsは、EUの法律に定めるものに相当するCSSFによる監督に服しており、また監督機関間の協力が十分に保証されていることを定める法律に基づき認可されているものとし、
- その他のUCIsの受益者のための保護水準は、UCITSの受益証券のために定められるものと同等とし、特に、資産の分離、借入れ、および譲渡性のある証券や短期金融証券の無保証の販売に関するルールは、通達2009/65/ECの要件と同等とし、
- その他のUCIsの業務は、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行うことができるように半期報告書および年次報告書で報告されるものとし、
- 取得が予定されるUCITSまたはUCIsの資産(または異なる区分の負債の分離原則が第三者に対し確約されている場合にはそのサブ・ファンドの資産)の10%を超えて、その設立文書に従い、合計でその他のUCITSまたはUCIsの受益証券に投資することができない。

ファンドは、ファンドの現行の英文目論見書により一部ファンドに関し別途規定されている場合を除き、その資産の10%を超えてUCITSまたはその他のUCIsの受益証券に投資しない。

(g) 要求に応じ払戻可能であるか、引き出す権利のある満期12か月未満の金融機関への預金。ただし、かかる金融機関は、EU加盟国に登録上の事務所を有するものとする。金融機関の登記上の事務所が非加盟国にある場合には、当該機関は、EUの法律に規定されるものと同等であるとCSSFがみなす監督規定に服しているものとする。

(h) 規制ある市場で取引される金融派生商品(相当する現金決済商品を含む。)および/または店頭で取引される金融派生商品(「OTC派生商品」)。ただし、

- 裏付となる原商品は、ファンドがその投資目的に従い投資する上記(a)ないし(g)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替相場または外国通貨で構成されるものとし、
- OTC派生取引の取引相手は、適正な監督に服し、かつCSSFにより承認されるカテゴリーに属する機関とし、
- OTC派生商品は、毎日信頼できる認証可能な評価に服し、かつファンドの発意により適正価格でいつでも相殺取引により売却、清算、または決済できるものとする。

(i) 投資家保護および貯蓄の目的上、証券の発行または発行体自体が規制される場合には規制ある市場で取引される以外の2010年法第41条(1)(a)項に規定される短期金融証券。ただし、かかる商品は、

- E U加盟国の中央、地域もしくは地方の機関または中央銀行、欧州中央銀行、E U、または欧州投資銀行、E U非加盟国によって、または連邦国の場合は連邦構成地域の一つによって、またはE U加盟国の一もしくは複数に属する公的国際機関によって発行または保証されているものとし、
 - 上記(a)、(b)、もしくは(c)に記載される規制ある市場で取引される証券に係る企業により発行されているものとし、または
 - E Uの法律により規定される判断基準に従い適正な監督対象となる機関、または少なくともE Uの法律により規定されるものに相当する最も厳しいとC S S Fがみなす的確な規則の対象となり、かつそれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、または
 - C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他機関により発行されているものとする。ただし、かかる商品への投資は、第一、第二または第三の趣意書に規定されるものに相当する投資家保護の対象となり、またその発行体は、資本金と準備金の額が少なくとも10百万ユーロに上る会社であって、通達78/660/E E C(1)に従い年次決算書を提示公表する会社とし、一社もしくは数社の上場企業を含む企業グループ内では当該グループの金融業務を専業とする企業または金融流動化から利益を受ける証券化ビークルのファイナンス業務を専業とする企業とする。
- 2.2 更に、各サブ・ファンドは、純資産額の10%を超えて2.1(a)ないし(i)に定める以外の有価証券および短期金融証券に投資することができる。
- 2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1(f)に記載するU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのU C I T S、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のU C Iへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のU C I T Sのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。
- 各サブ・ファンドがU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を購入した場合、2.6項に定める制限に関連してそれぞれのU C I T Sおよびその他のU C Iの資産を織り込む必要はない。
- サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資運用会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資運用会社と関連するその他の企業が運用するU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、有価証券報告書「第二部 外国投資法人の詳細情報、第3 管理及び運営、2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。
- 2.4 サブ・ファンド(「投資サブ・ファンド」)が、ファンドの他のサブ・ファンド(「対象サブ・ファンド」)の投資証券に投資する場合、
- ・ 対象サブ・ファンド自体は、投資サブ・ファンドに投資することができない。
 - ・ 対象サブ・ファンドは、(上記2.3項に記載されるとおり)純資産額の10%を超えてファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に投資することができない。
 - ・ 対象サブ・ファンドの投資証券に付随する議決権は、投資期間中、投資サブ・ファンドにつき停止される。
 - ・ 対象サブ・ファンドに関連して支払われる運用手数料または申込みもしくは買戻しの手数料は、投資サブ・ファンドには請求されない。
 - ・ 対象サブ・ファンドの投資証券の純資産価額は、ファンドの資本金が2010年法に定められる法定最低額(現在は1,250,000ユーロ)を上回るものとする要件の目的上、考慮されない。
- 2.5 サブ・ファンドは、付随的流動資産を保有することができる。
- 2.6 サブ・ファンドは、下記の制限を超えて一発行体に投資してはならない。
- (a) サブ・ファンドの純資産額の10%を超えて同じ発行体が発行した譲渡性のある証券または短期金融証券に投資してはならない。
- (b) サブ・ファンドの純資産額の20%を超えて同一法主体に預託された預金に投資してはならない。
- (c) 例外として、以下の場合、本項の第1文に定める10%制限は次のように引き上げられる。
- ・ 譲渡性のある証券または短期金融証券がE U加盟国、E U加盟国の地方機関、非加盟国または一か国以上のE U加盟国が加入している公的な国際機関が発行または保証している場合、35%を上限とする。
 - ・ E U加盟国に登記上の事務所を有し、債券保有者の保護を目的とした法律に基づく特別な公的監督に服す金融機関が発行した債券の場合、25%を上限とする。特に、かかる債券の発行手取金は法律に従って、債券の有効期間中、債券に付与された請求権をカバーすることができ、かつ発行体の破綻に際して優先的に元本と経過利息を支払うために使用される資産に投資されなければならない。サブ・ファンドが純資産額の5%を超えて本項に記載するひとつの発行体が発行した債券に投資する場合、かかる投資対象の総価格はファンドの純資産額の80%を超えてはならない。

(d) サブ・ファンドが複数の発行体の譲渡性のある証券または短期金融証書を保有しており、それぞれの発行体に純資産額の5%以上を投資している場合、かかる譲渡性のある証券または短期金融証書の総価値がファンドの純資産額の40%を超えてはならない。上記の制限は、適正な監督に服す金融機関に預託された預金およびかかる金融機関と行う店頭派生商品には適用されないものとする。2.6(c)の二つのインデントに定める譲渡性のある証券および短期金融証書は本項の40%制限を適用する際には考慮に入れないものとする。

2.6(a)ないし(d)に定める個々の制限にかかわらず、サブ・ファンドは

- 一法主体が発行した譲渡性のある証券または短期金融証書への投資
- 一法主体に預けた預金および/または
- 一法主体と行う店頭派生商品取引に起因する投資エクスポージャー

を組み合わせると純資産の20%を超えてはならない。

譲渡性のある証券または短期金融証書に派生商品が組み込まれている場合、上記の制限を遵守する際にはかかる派生商品を考慮に入れなければならない。

2.6(a)ないし(d)に定める制限を組み合わせることができない。そのため、2.6(a)ないし(d)に従って実施された同じ法主体が発行した譲渡性のある証券もしくは短期金融証書への投資または同じ法主体に預託された預金もしくは同じ法主体と行う派生商品取引が合わせてサブ・ファンドの純資産額の35%を超えてはならない。

通達83/349/E E Cまたは国際的に公認の会計基準に従って連結財務諸表の作成に関連して同じ企業グループに属す企業は、2.6(a)ないし(d)に定める投資制限を計算する際には一法主体とみなされるものとする。

サブ・ファンドは、2.6(a)および2.6(d)の三つのインデントに定める制限に従って、累積的に純資産額の20%以上を同じグループの譲渡性のある証券または短期金融証書に投資してはならない。

以下の2.8に定める制限を排除することなく、2.6(a)に定める10%制限は、サブ・ファンドの投資方針がC S S Fが承認した特定の株式または債券の指数を追跡することを目的とする場合、同一発行体が発行した株式および/または債券への投資に関して2.6(a)に定める制限は20%に引き上げられる。ただし、

- 指数の構成が十分に分散化されていること。
- 指数が指数の基礎となる市場のベンチマークとして十分であること。
- 適当な方法で指数が発表されること。

を条件とする。

特に譲渡性のある証券または短期金融証書が大半を占める規制ある市場における例外的な市況を理由に正当化される場合、上記の制限は35%とする。かかる35%を上限とする投資は、単一の発行体だけを対象とする。

特例としてサブ・ファンドは、純資産額の100%を上限としてE U加盟国もしくはE U加盟国の地方公共団体、O E C Dのその他の加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が加入している公的国際機関が発行または保証した各種の譲渡性のある証券および短期金融証書に投資することができる。ただし、ファンドは、()かかる証券は少なくとも6銘柄で構成され、()証券一銘柄がサブ・ファンドの純資産額の30%以上を占めないことを条件とする。

2.7 ファンドは、発行体の経営に重大な影響力を行使するために議決権株式を取得してはならない。

2.8 ファンドは、

- (a) 同一発行体の無議決権株式を10%以上取得してはならない。
- (b) 同一発行体の債券を10%以上取得してはならない。
- (c) 同一投資信託の受益証券を25%以上取得してはならない。
- (d) 一発行体の短期金融証書を10%以上取得してはならない。

上記の2.8(b)、(c)および(d)に定める制限は、取得時点で債券もしくは短期金融証書の総額または発行済み証券の純額が計算できない場合には無視することができる。

2.9 上記2.7および2.8に規定される制限は、下記には適用されない。

- (a) E U加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融証書。
- (b) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融証書。
- (c) 一または複数のE U加盟国が加盟している公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融証書。
- (d) 当該非加盟国の制定法によりその株式取得がサブ・ファンドにとり当該国の発行体の証券に投資できる唯一の方法である場合には、登記上の事務所を当該国に有する発行体の証券に主としてその資産を投資する当該国に設立された会社の資本に関しサブ・ファンドが保有する譲渡性のある証券。ただし、非加盟国の当該会社が投資方針において、2010年法第43条、第46条および第48条(1)、(2)に規定される制限に従っている場合のみ適用される。2010年法第43条および第46条に規定される制限が過度の場合、第49条に必要な変更を加え適用するものとする。

- (e) ファンドのためにのみ子会社が所在する国で投資運用業、投資顧問業、または販売業を営み、投資主のためにその要求に応じ受益証券の買戻しを独占的に行うファンドの子会社の資本についてファンドが保有する譲渡性のある証券。
- 2.10 投資主の利益において、ファンドは、ファンドの資産の一部である有価証券に付随する新株引受権を行使する。ファンドの支配の及ばない理由または新株引受権を行使した結果として、上記の2.2から2.8に定める上限比率を超えた場合、ファンドは、優先的目標として株主の利益を十分に考慮した上で、事態を是正するために売りの取引を行わねばならない。
- 2.11 サブ・ファンドは、一時的に、純資産額の10%（市場価格で評価する。）を限度とする借入れを行うことができる。また、サブ・ファンドの勘定でバック・ツー・バック・ローンによる外貨を購入することができる。
- 2.12 ファンドは、第三者のために信用供与を行い、保証人を務めてはならない。ただし、上記制限の解釈上、()2.1(f)、(h)および(i)に定める譲渡性のある証券、短期金融証書またはその他の金融資産の購入（全額払込み形式か、分割払込み形式かを問わない。）および()ポートフォリオ証券の許可された貸出しは貸付けとはみなされないものとする。
- 2.13 ファンドは、2.1(f)、(h)および(i)に定める譲渡性のある証券、短期金融証書またはその他の金融資産のアンカパーの売り取引を行ってはならない。ただし、上記の制限によってもファンドは許可された制限の範囲内で、金融派生商品に関連して預金を行い、またはアカウントを維持することを妨げられないものとする。
- 2.14 ファンドの資産に貴金属または貴金属を表象する証明書、市況商品、商品契約または市況商品を表象する証明書が含まれてはならない。
- 2.15 ファンドは、不動産、不動産のオプションまたは不動産の権利を売買してはならない。ただし、ファンドは不動産もしくは不動産の権利を担保とする証券または不動産もしくは不動産の権利に投資する企業が発行した証券に投資することができる。
- 2.16 更に、ファンドは、投資証券を販売する国の規制機関が定めた追加の制限を遵守するものとする。
ファンドは、各サブ・ファンドの目的を達成するために合理的と考えるリスクを取るものとする。ただし、証券取引所の価格変動および譲渡性のある証券への投資に内在するその他のリスクに鑑み、サブ・ファンドがサブ・ファンドの目的を達成できるという保証はない。
3. 投資技法と金融商品
- 3.1 ファンドは、常にポジションのリスクとポートフォリオ全体のリスク構造への影響を監視し、測定できるリスク管理手続を活用し、独自に店頭派生商品の価値を正確に評価するプロセスを採用しなければならない。また、ファンドはC S S Fが定めた詳細な規則に従って、店頭派生商品の種類、原資産のリスク、量的制限および派生商品取引に伴うリスクを推定するために選択した方法を定期的にC S S Fに報告しなければならない。
- 3.2 更に、ファンドは、C S S Fが定めた条件および制限に従って譲渡性のある証券および短期金融証書に関連する技法および手段を活用する権限を有する。ただし、かかる技法および手段は、効率的なポートフォリオ運用またはヘッジの目的に活用することを条件とする。
- 3.3 投資活動に派生商品の活用が係わる場合、上記の条件および制限は2010年法に定める規定に合致するものとする。
投資活動によってファンドの投資方針および投資制限から逸脱してはならない。
- 3.4 ファンドは、原資産のグローバル・リスクがサブ・ファンドの純資産総額を超えないことを確認する。指数を基礎とする派生商品の原資産は、2.6(a)ないし(d)に基づく投資制限には織り込まれない。
- ・ 譲渡性のある証券または短期金融証書に派生商品が組み込まれている場合、上記の制限を遵守する際にはかかる派生商品を考慮に入れなければならない。
 - ・ リスクは、原資産の現在価値、取引相手方のリスク、将来の相場の動向およびポジションを処分するための時間を考慮した上で計算される。
- 3.5. 効率的なポートフォリオ運用 - その他の技法および手段
金融派生商品への投資に加えて、ファンドは、C S S F 通達08 / 356（随時改正済）およびE S M Aガイドライン（E S M A / 2012 / 832 E L）に定める条件に従い、譲渡性のある証券および短期金融商品に関連して、レポ/リパース・レポ取引（以下「レポ取引」という。）および証券貸付などのその他の技法および手段を用いることがある。譲渡性のある証券または短期金融商品に関連し、効率的なポートフォリオ運用を目的として用いられる技法および手段（直接投資を目的として用いられない金融派生商品を含む。）は、以下の基準を満たす技法および手段への言及と理解されるものとする。
- a) 費用効率の高い方法で換金されるという点において経済的に適切である。
- b) 以下のうちの一または複数の明確な目的のために行われる。
- () リスクの低減

- () コストの削減
- () ファンドおよびその関連するサブ・ファンドのリスク因子ならびにそれらに適用あるリスク分散ルールに抵触しないリスク水準で行われるファンドのための元本の調達または収益の獲得
- c) リスクはファンドのリスク管理プロセスにより適切に把握される。
- d) サブ・ファンドの宣言された投資目的の変更を生ぜしめることはできず、本書に記載される一般的なリスク方針と比べて重大な補足リスクを追加してはならない。

効率的なポートフォリオ運用を目的として用いられる技法および手段（金融派生商品を除く。）は以下に記載され、以下に記載される条件に従う。

更に、かかる取引は、関連するサブ・ファンドが保有する資産の100%について実行することができる。ただし、() 取引量が適当なレベルに保たれるか、またはファンドが買戻請求に常に応じることができるような態様で貸付証券の返還請求権を有し、かつ、() かかる取引が、関連するサブ・ファンドの投資方針に従った資産の運用を阻害するようなものではない場合に限る。かかる取引に伴うリスクは、ファンドのリスク管理プロセスに従って監視されるものとする。

効率的なポートフォリオ運用技法の一環として、サブ・ファンドは、投資顧問会社を通じて、随時、一定の募集を引き受けまたは下引受けすることがある。運用会社は、関連するサブ・ファンドがかかる契約に基づき支払われるべき手数料および報酬を受領することを確保するよう努め、かかる契約に基づき取得されるすべての投資対象は、関連するサブ・ファンドの資産の一部を構成する。ルクセンブルグの規制上、受託者/保管者の事前の承諾を必要とするという要件はない。

3.6 証券貸借取引

ファンドは、以下の規則を遵守することを条件として証券貸借取引を行うことができる。

- () ファンドは、直接的に、または公認の証券決済機関によって設定された標準化されたシステム、もしくは金融機関（C S S F が、欧州共同体法に定める規定と同等であり、かつこの種の取引を専門にしていると承認する慎重な管理ルールに服する金融機関に限る。）によって設定された貸付プログラムを通じて、証券の貸付を行うことができる。
- () 借主は、C S S F が欧州共同体法が定める規定と同等の慎重な管理ルールに従わなくてはならない。
- () 証券貸借取引から生じる取引相手方に対する純エクスポージャー（すなわち、サブ・ファンドが受け取る担保を差し引いたサブ・ファンドのエクスポージャー）は、2010年法第43条(2)に定められる20%の制限について斟酌される。
- () ファンドは、貸付取引を行う場合には、担保の設定を受けなくてはならず、その価額は、貸付契約の存続期間中については貸付証券全体の評価額（利息、配当およびその他の偶発的な権利を含む。）の90%以上に相当するものでなくてはならない。
- () かかる担保は、貸付証券の移転の前または同時に設定されなくてはならない。上記3.5.1()の金融機関を通じて証券が貸付けられる場合、貸付証券の移転について、取引が適切に完了されることを当該金融機関が保証する場合には、担保の設定に先立って移転を行うことができる。ただし、借主の代わりに金融機関がU C I T S に対し担保を設定することができる。
- () ファンドは、自らが締結した証券貸付契約をいつでも終了しまたは貸付証券の一部もしくは全部の返還を要求する権利を有していなければならない。

ファンドは、貸付証券のグローバル評価について、年次報告書および半期報告書において開示するものとする。

3.7 レポ取引

ファンドは以下を行うことができる。

- () レポ取引（売主が、当事者が予め契約で定めた価格および条件で売却された証券を買主から買い戻す権利または義務を有する旨を定めた上で行う証券の売買）。
- () リバース・レポ取引（満期に売主（取引相手方）が売却された証券を買い戻す義務を負い、ファンドが取引に基づき受領した証券を返還する義務を負う先渡取引）。

3.7.1 ファンドは、レポ取引において買主または売主として行為することができる。ただし、かかる取引への関与は以下の規定の対象となる。

- (a) 3.6()および3.6()の条件を満たすこと
- (b) 買主として行為するファンドとの間のレポ取引の有効期間中、ファンドは、その他の補償手段を有する場合を除き、取引相手方が自己のオプションを行使する前にまたは買戻期限が終了するまで、契約対象の証券を売却しないものとする。
- (c) レポ取引に基づきファンドが取得した証券は、サブ・ファンドの投資方針および投資制限に適合しなくてはならず、また以下に限定される。

- () 短期銀行証書または2007年3月19日付通達2007/16/ECに定める短期金融商品。
- () 十分な流動性を提供する非政府発行体によって発行される債券。
- () 後記3.8.2(b)、(c)および(d)に言及される資産。
- ファンドは、その年次報告書および中間報告書の基準日に保有しているレポ取引の総額を開示するものとする。
- 3.7.2 ファンドがレポ契約を締結する場合、ファンドは、いつでも、レポ契約の対象となる証券を回収または自らが締結したレポ契約を終了することができなければならない。7日以内の期間の定めのあるレポ契約は、ファンドがいつでも資産を回収できることを条件とする契約とみなされることを要する。
- 3.7.3 ファンドがリバース・レポ契約を締結する場合、ファンドは、いつでも、発生ベースまたは時価ベースで、現金の全額を回収またはリバース・レポ契約を終了することができなければならない。現金が時価ベースでいつでも回収可能な場合、リバース・レポ契約の時価は、純資産価格の計算に用いられることを要する。7日以内の期間の定めのあるリバース・レポ契約は、ファンドがいつでも資産を回収できることを条件とする契約とみなされることを要する。
- 3.8 店頭金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用技法のための担保の運用
- 3.8.1 店頭金融派生商品取引およびレポ取引または証券貸付契約などの効率的なポートフォリオ運用技法に関して取得される担保(以下「担保」という。)は、以下の基準を遵守しなければならない。
- (a) 流動性：(現金以外の)担保は、高い流動性を有するべきであり、その売却前の評価額に近い価格で速やかに売却できるよう、透明性のある価格設定を有する規制ある市場または多国間取引施設で取引されることを要する。受領される担保はまた、2010年法第48条の規定を遵守することを要する。
- (b) 評価：担保は毎日評価できるべきであり、高い価格変動性を示す資産は、適切に保守的なヘアカットが実施されていない限り、担保として受け入れられるべきではない。
- (c) 発行体の信用度：担保は高い信用度を有することを要する。
- (d) 相関関係：担保は、取引相手方から独立した法主体により発行されるべきであり、取引相手方のパフォーマンスと高い相関関係を示さないことが予想されている。
- (e) 分散化：担保は、ある発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの純資産価額の20%として、国、市場および発行体の点において十分に分散されることを要する。サブ・ファンドが様々な取引相手方にさらされる場合、一発行体に対する20%のエクスポージャー制限を計算するために、様々な担保のバスケットは合算されることを要する。
- (f) 即時の利用可能性：担保は、取引相手方への照会または取引相手方からの承諾なしに、いつでもファンドが完全に実行できなければならない。
- 3.8.2 上記の基準に従い、担保は、以下の基準を遵守しなければならない。
- (a) 現金、短期銀行預金、2007年3月19日付通達2007/16/ECに定める短期金融商品、取引相手方の関連会社ではない一流の信用機関によって発行される要求払いの信用状および保証状などの流動資産。
- (b) O E C D加盟国もしくはそれらの地方政府、または地域的もしくは世界的規模の超国家機関および共同体組織によって発行または保証された債券。
- (c) 純資産価格の計算を毎日行い、かつAAA格またはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型のUCISによって発行された投資証券または受益証券。
- (d) 主として下記(e)および(f)に定められる債券/株式に投資を行うUCITSによって発行された投資証券または受益証券。
- (e) 十分な流動性を提供する一流の発行体によって発行または保証された債券。または
- (f) EU加盟国の規制ある市場またはO E C D加盟国の金融商品取引所に上場されているかまたは取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とする。
- 3.8.3 所有権の移転がある場合、受領される担保は、保管銀行またはその代理人により保有されることを要する。所有権の移転がない場合、担保は、慎重な監督に服し、かつ担保の提供者と関連を有していない第三者保管者により保有されることができる。
- 3.8.4 現金により提供された担保によって、ファンドが当該担保の受託者に対する信用リスクのエクスポージャーをとる場合、かかるエクスポージャーは、前記2.6に定める20%制限に服するものとする。
- 3.8.5 契約期間中、現金以外の担保を売却し、再投資または質権を設定することはできない。
- 3.8.6 担保として受領される現金は、
- () 通達2009/65/EC第50条(f)に規定される法主体にのみ預託されることができる。
- () 優良国債にのみ投資されることができる。

- () リバース・レポ契約の目的にのみ使用されることができる。ただし、取引が慎重な監督に服する信用機関との間で行われることおよびファンドが発生ベースで現金の全額をいつでも回収することができることを条件とする。
- () 欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関するCESRガイドラインにおいて定義される短期のマネー・マーケット・ファンドにのみ投資されることができる。

再投資される現金担保は、現金以外の担保に適用ある分散要件に従って分散されることを要する。

3.8.7 ファンドは、担保として受領される資産の各クラスに関してヘアカット方針を実施している。ヘアカットとは、担保資産の評価額または流動性特性が時を経て低下することがあるという事実を考慮して担保資産の価値に適用される割引である。ヘアカット方針は、担保の発行体の信用状態、担保の価格の変動性および担保運用方針に従って実施されるストレス・テストの結果を含む関連する資産クラスの特徴を考慮する。関連する取引相手方との間で実施されている契約の枠組みに従い(これは最低引渡額を含むこともあれば含まないこともある。)、受領される担保は、適切な場合には関連する取引相手方のエクスポージャーに等しいかまたはこれを上回る価値(ヘアカット方針に照らして調整される。)を有するものとするのがファンドの意向である。

3.8.8. 店頭派生商品および効率的なポートフォリオ運用に関連するリスクおよび潜在的な利益相反

(a) 店頭派生商品取引、効率的なポートフォリオ運用活動および当該活動に関連する担保の運用に伴う一定のリスクが存在する。有価証券報告書「第二部 外国投資法人の詳細情報、第3 管理及び運営、2 利害関係人との取引制限」ならびに特にデリバティブに関するリスク要因、取引相手方リスクおよび保管銀行の取引相手方リスク(これらに限られない。)を参照のこと。これらのリスクは投資家をより高い損失リスクにさらすことがある。

(b) 店頭派生商品または効率的なポートフォリオ運用手法が係わる取引に関する結合した取引相手方のリスクは、取引相手方がEU、またはCS SFが監督規則がEUと同等であると判断する国に本拠地を置く金融機関である場合、サブ・ファンドの純資産額の10%を超えないものとし、その他の場合、上記の制限は5%とする。

ファンドの受任者は、信用リスク、取引相手方のリスク、取引活動に関する潜在的リスクおよび市場価格の変動範囲内の不利な値動きに起因するリスクを継続的に評価するとともに、ヘッジの効果を常時評価する。ファンドの受任者は、この種の活動に適用される社内制限を定め、これらの取引に関して承認された取引相手方を監視する。

4. 取締役会は、日本証券業協会の規則の遵守を確保するため、以下の投資制限を承認している。

(1) 会社の持分取得に関する制限

サブ・ファンドは、発行会社の運営に対して重要な影響を及ぼすことを可能とする議決権を行使する株式を取得してはならず、いかなる状況においても、一つの会社の発行済株式総数の50%を超える株式を取得してはならない。

(2) 利害関係者の取引制限

ファンドおよびファンドの投資運用会社は、いずれも、投資主の損害において投資運用会社または第三者の利益を得ることを目的として行われる取引などの、投資主の利益保護と利害が相反すると認識される取引、または、サブ・ファンドの資産の運用に不利益であると認識される取引を行わない。

(3) サブ・ファンドに対する投資制限

サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンドが発行する持分に対して投資してはならない。

(2) 変更の年月日

平成26年2月14日